

經濟論叢

第七十卷

第一號

鐵鋼業共同研究特集

- 日本鐵鋼業統計分析序説……………大橋隆憲 (1)
日本鐵鋼業の生産構造と經濟地理……足利末男 (20)
米國鐵鋼業における經濟力の集中……中村忠一 (31)
モーリス・ドップ「賃金」……………星島一夫 (55)
-

(昭和二十七年七月)

京都大學經濟學會

モリス・ドップ「賃銀」

Maurice Dobb, "Wages." London, 1948.

星島一夫

本書は Cambridge Economic Handbooks の第六巻として出版された賃銀問題に關する一入門書である。著者はケンブリッジ大學の講師の職にあるイギリスにおける著明なマルクス主義者であるが、敢くまで現實の究明を涵してマルクス賃銀理論の本質を把握せんとする著者のリアリステイックな學問的態度を、われわれは本書によつて十分視知し得るのであつて、著者がケンブリッジ學派の母算を離れその内在的批判を極限まで高めることによつて必然的にマルクス主義者としての道を歩むに至つた事實は、決して輕視出來ないのであり、本書も又このような苦闘の中に生れた繼しい成果の一つである。このことは著者が本書の初版を一九二八年に出版して以來、一九三三年、一九三八年及び一九四六年と三度改訂を加えている事實、しかも初版に比して第三改訂版は殆んどその内容を一新し、特に賃銀

理論を取扱つてゐる第四、第五章はすつかり書き直されてお
り、讀者をしてこれが同一人の著書たるやを疑わしめる程のも
のであるという事實が、それを明瞭に物語つてゐる。因に本書
の章別構成は次の如くである。

第一章 賃銀制度 第二章 賃銀と生活標準 第三章 賃銀
支拂 第四章 賃銀の諸理論 第五章 賃銀と交渉權 第六
章 賃銀差異 第七章 勞働組合と賃銀 第八章 國家と賃
銀

一見、明らかなように本書は入門書にふさわしく賃銀問題の
全分野に及んでゐるのであるが、わたくしはここで主はその
賃銀理論の紹介に力點を置き、必要な限りに於いて、他の分野
にも言及し、以て著者の理論的立場を一層明確にするであ
らう。

二

マルクス賃銀理論は勞働力の價値の規定から出發しなければ
ならぬ。しかし乍ら商品としての勞働力は人間の勞働力の歴史
的形態であり、賃労働は人間の歴史の形態であつて、この資本
家的生産關係たる賃労働及び賃銀を明らかにするのが賃銀理論
の目的だとすれば、その内容及び特殊性を把握するための最も
平易な方法が、近代の賃銀労働を他の社會制度における勞働形
態と比較するという歴史的解明の方法であることは言うまでも

ないであらう。ここからわれわれは近代的賃労働の進歩性とその階級性を的確に理解する手がかりを確保し得るのであつて、著者も又この點に留意して、第一章を賃労働の歴史的解明の論及にあてまつるのである。

著者は先ず近代賃労働に先行する三種の労働形態即奴隸、農奴及び手工業者の労働を擧げ、それとの比較から近代の賃銀制度の特質を古典經濟學者の所謂「經濟的自由」(Economic Freedom)に求め、更にこの經濟的自由が實質的には自由にあらずしてその本質はまさに經濟的從屬であることを鋭く衝いて次の如く論及する。

「古典經濟學者の『經濟的自由』の教説は成程賃銀制度の歴史的に進歩的な意味を(以下傍點はすべて紹介者による)正しく評價するものであるが、これは事象の半面しか把握出來ぬ皮相な見解であつて、近代の賃銀制度にあつては労働の擲擧權は現實には徹底的に剝ぎ取られており、これは労働者が無産階級の一員であるという事實に依存する。更に雇主と労働者の比較は一層後者の自由の本質を暴露する。しかもこの經濟的從屬は一労働者の特殊な雇主への從屬ではなく、労働者階級の資本家階級への從屬であり、これこそまさに近代賃銀制度の一特質をなすものである」と。

以上は Economic Freedom とする項目 (pp. 5—10) の要旨であるが、労働者の經濟的從屬性を單に個々の資本家と労働者

の視點からでなく、全資本家階級と全労働者階級の視點から即ち最も具體的な視點からその本質を的確に把握しているものというべきであらう。

扱つてこのような近代の賃銀制度に對する正しい理解は著者のどのような賃銀理論から導き出されたのであらうか。

III

賃銀理論を取扱つてゐる第四章「賃銀の諸理論」(Theories of Wages)及び第五章「賃銀と交渉權」(Wages and Bargaining-power)の兩章は著者の最も力を注いだ部分であることは前述したところである。先ず第四章は主に従來の賃銀理論の紹介と批判にあてられてゐるが、以下わたくしは諸理論批判を通して視れる著者自身の積極的見解を剔決し、その賃銀理論の本質を紹介するに止めよう。周知の如く賃銀の傳統的理論は生存費理論であるが、この理論には大きな缺陷があつた。この缺陷を最初に認め、「習慣と慣行」を生存費を決定する一要因としたのはリカードであつた。しかし著者は「リカードはこの『習慣』の影響を短期的なものに過ぎず、人口法則(マルサスの人口法則—紹介者)を長期にわたるしかも『習慣』の影響を無力化するに十分に強力なものだと考えていた。」(P.104)と述べ、
「だからこの古典的生存費理論を止揚し、その良き部分を攝取して自己の賃銀理論を大成したマルクスはこの『習慣』の要因

を如何に位置づけたであろうかという觀點から、著者は「マルクスと團體交渉權」(Marx and the Power of Collective Bargaining)という項目でマルクス賃銀理論へと論述を進め、その本質を極めて的確に論及するのであるが、これは又著者自身の賃銀本質論でもある。

「マルクスも又特に『習慣』の要因の影響を強調する。彼はリカードに従い、勞働力が商品であり、その供給と價值が他の諸商品と同様の法則に支配される限り、勞働力の市場價格は勞働力を維持するに必要な生活資料の價值から長期にわたつて離れることは出来ない。同時に勞働力はそれが人間に附着しているという點で他の商品と異なる。その供給は結局歴史的社會的要素により左右される。」(P. 105)

かくの如くマルクスが『習慣』の影響を歴史的社會的要素の中に包摂した所以を述べ、次いで著者はマルクスの「價值、價格及び利潤」を引用しつつ、勞働力の價值を規定する要素として肉體的並に歴史的社會的要素を擧げ、その最低の限界を肉體的要素に置き、又賃銀の差異は歴史的社會的要素の影響に起因することを明らかにし、更に勞働組合の賃銀闘争も社會的要素の一部に過ぎぬことを強調し、次の如く論及する。「勞働組合」が賃銀水準上げをその團體行動により果さんとする場合、われらは長期にわたつる自己を主張する鐵則に對して見込みのない闘争をしていてではなくて、まさにかれらの行動そのもの

が、社會的要素の一部であり、かれらの獲得したものは將來かれらの傳統的な生活標準を構成するに役立つのである。」(P. 105)

「事態は各闘争力の問題に歸する。」(105)

かくの如く、マルクスが交渉權の影響を強調したことにより彼の見解を賃銀勞力説だと論取する者がいるが、これはマルクス賃銀理論の皮相な把握にもとづくものと論斷し、次の如くマルクスの賃銀理論を展開している。「マルクスは資本家的賃銀制度の存在する限り、勞働組合の活動は無限に賃銀を引上げて利潤に喰い込むのだとは考えていない。勿論古典的法則の影響が階級闘争という社會的要素により強力に屈折されているとしても、その法則の多くはマルクス賃銀理論の中に生かされているのである。」(P. 107) 著者のかかる適確なるマルクス賃銀理論の把握は、前に引用した「勞働組合の活動そのものが勞働力の價值の社會的要素をなしている。」という正しい理解からする當然の歸結である。更に續いて、「しかし乍ら、リカードと異り、(この點の理解が最も重要である―紹介者)彼はマルサスの人口法則を受入れなかつた。事實彼はそれをきつぱり否認したのである。従つて勞働供給の決定要因として他の原則が之に代らねばならぬ。この原則は、産業豫備軍の理論即ち相對的過剩人口の法則として叙述されている理論によつて充されたのである。」(P. 107) 「かくして賃銀引上げに抗する特殊な力の存在する資本家的賃銀制度の下にあつては、勞働供給は常に

勞働需要を超過する傾向を有するものである。賃銀引上げに抗する方法の中には、機械力により人間勞働力の代置、その結果生ずる失業を通して賃銀水準を壓迫する過期的恐慌の發生、勞働のより廉價な豫備軍が搾取されうる外國への資本の輸出の傾向が含まれる。(P. 107)

賃銀は相對的過剩人口の壓迫により勞働力の價值以下に絶えず引下げられるのであり、これに抗して立ち擧る勞働組合の闘争は、賃銀の運動法則を打破するものでなく、その法則の中に踴躍してそれを抑制緩和するに過ぎないというマルクス賃銀理論の本質は、ここに著者によつて簡潔にはあるが的確に論理的説明を與えられているものといふべきである。

擬てここで讀者は恐らく次の如き疑問を發せられるに相違ない。即ち「しからは著者ドップは勞働組合の闘争によつて賃銀はどこまで引上げると考えているのであるか。」と。この問題に答える爲に、著者は第五章全部を費している。わたくしはこの賃銀理論にとつて極めて重大な賃銀の最高限界の問題に關する著者の見解を次に紹介しよう。

四

先ず賃銀と交渉權の問題から出發する。賃銀水準は資本家と勞働者の交渉權に全面的にか、或は一部だけ依存するのであるか。又は交渉權によつては曲げられぬ經濟的強力によつて結局

は決定されるのであるか。という問題を廻つて從來絶えざる論争が展開された。

周知の如く、傳統的賃銀理論が後者の立場にあつたことは言うまでもない。これは所謂 *Laissez Faire* の理論である。この學説は勞働價格を正常な競争賃銀に維持する競争の効果を強調する。賃銀が勞働組合や國家の干渉によつて、この競争賃銀以上の水準に引上げられても、勞働需要の伸縮性が賃銀にかかる水準に止めることを得せしめない。賃銀の上昇は勞働需要の減少をもたらし、高賃銀は失業の増大で減殺される。かくして賃銀は正常な競争賃銀に常に引きつけられる、というのがこの學説の見解であつた。この理論に對して、第一に勞働需要の伸縮性と第二に勞働市場の競争の完全性の二點に活潑な批判が集中された。

第一の點について從來次の如き批判がなされて來たに著者は説く。「賃銀の變動は既存の資本量と新投資に影響することは少い。というのは投資と雇傭に不利な影響を與えることなく賃銀を引上げるために、他の分野の所得を削減することが出来るからである。この分野とは、第一に利子と種々の獨占利潤であり、第二に資本家の私的消費である。投資階級は現在の所得が減少しても、消費を減ずることにより投資を増大するものである。」と。(P. 140)

この點に關しては、著者自身次の如き見解を述べている。

「一度確保された消費標準はとかく固定し易いものだ。この事實が資本家階級の所得に喰い込むかの如く見える賃銀騰貴の最高限界を規定する。又資本家に渡される菓干の一片が突然且急激に奪い取られるや、strike of capital」ともいふべき反作用が起る。このことは生産と投資の統制が個人の手にある限り留意せざるべきことである。」(P. 142) かかる見解の誤謬については後に指摘するであろう。

第二の點について、従来の批判は次の如くである。「資本主義社會に於て完全な競争などというものは、労働市場には存在しない。アダム・スミスでさえ Master 達の賃銀協定の存在を認めていた。これは現今の獨占段階に於ては一層よくあてはまる。労働者が他の仕事への移動の知識や費用を持たぬために労働移動が非常に制限されていること、一方資本家は労働移動が自己の産業に大きな負擔をかける爲に、積極的にその移動を防止しようとする努力している事實などは、労働市場の競争の完全性を否定する。」(P. 143-144)

概して Laissez-faire の理論をめぐつての論争は一體われわれをどこに導くであろうか。と問いつつ、著者自身の賃銀と交渉權及び賃銀の最高限界に関する見解を「賃銀はどこまで引上げうるか。」(How Far can Wages be Raised) という項目で展開してゐる。

先ず Laissez-faire の賃銀理論を批判して、「この理論の悲

觀主義は明かに過去のものとなつた。餘りにも複雑な相互作用を呈する經濟世界は、傳統的賃銀理論のかの硬直な前提を受入れない。事態は不斷の變化と運動であり、長期と均衡は新しい諸變化の介在なしでは到達し得ないのみならず、この長期への運動の過程そのものが長期的傾向の性質に作用する諸變化をも又生み出すのである。」(P. 143) と述べ、しかし乍ら硬直な決定的見解を拒否するとしても、われわれは決して懷疑の不可知論的結論に陥る必要は毫もなく、一般的賃銀標準の長期の見透しに關しても、賃銀の變動過程がその中に在らねばならぬ一定の限界を決定することが出来ることを強調する。しからは賃銀の限界はいかに規定されるのであろうか。

著者は先ず最低限界について簡單に言及し、「一般に賃銀標準は肉體的生活標準以下に長期間下落し得ないように思われる。勿論この肉體的生活標準は労働の強度如何により生活資料の量が變化するから、固定した標準ではない。若しも豊富な労働の供給が外部から生ずれば、この最低標準は正常な労働生活を維持し或は家族を扶養するに十分ではなく、唯單に現在の肉體的需要にのみ十分に過ぎぬ低きに低下するのであろう。」(P. 146) この最低限界についての著者の見解は第二章で委しく展開されているので、第二章を紹介する際に詳細に考察しよう。

概て最高限界については、「先ずこの限界は簡單に次の如く規定される。即ち賃銀は現在資本家により消費されている剩餘

生産物以上に喰ひ込む程には引上げられない。何故ならばそれは資本の供給に喰ひ込むからと。しかし生産と投資が個人的所有者の統制下にある資本家的制度にあつては、賃銀の上昇運動の限界は現実的にはこれ以下である。かかる限界の規定は、經濟理論の問題であるというよりも、政治と社會的心理の問題であると思われ。わたくしは先に賃銀引上げの可能性は多く、資本家階級の消費の慣例的標準に依存するという事實を述べた。しかもこの慣例的標準は一度採用されれば、戦争とか革命のような混亂を除いては、上昇するよりも低下する方がその變動がすつと緩慢である。

擬て繁榮の時期に於ては、労働組合が強力に組織されれば、賃銀生活者はその賃銀引上げの好條件におかれ、更に一層十分に組織されれば、かれ等は經濟發展の殆んど全收穫を確保するであらう。しかし産業が停滞し或はその發展が緩慢な時期に於ては、たとえ労働組合が強力であらうと、その限界は増々狭まり、賃銀引上げの試みは激しい抵抗に遭遇し、結局資本家はその消費標準を切りつめずして恐らく投資を削減し、機械を以て労働者に代置し、以て労働の節約を最高限に行わんとする。かかる事情の下では、労働者の總収入を増大する力は經濟組織そのものの徹底的變革が起らぬ限り、恐らくそれほど大きなものではないであらう。(Pr. 150—153)

賃銀の最高限界を資本家階級の慣例的消費標準によつて規定

せんとする著者の見解は明かに誤謬である。

最高限界の規定は労働力の價值法則とその運動法則の連關の中に求めなければならぬ。資本主義の上向期にあつては、労働需要は増大し、その需要をめぐつての資本家相互の競争は激化し、一方労働組合の闘争がよろしきを得れば、賃銀は労働力の價值を越えて剩餘價值に喰ひ込む可能性が生ずるであらう。勿論現實的にもかかる時期に於て一部の労働者は労働力の價值以上の賃銀を獲得し得たのである。しかし労働力の價值以上の賃銀が超過利潤を得ている一部の資本家の些細な犠牲によつて支拂われたという事實を想起すれば、超過利潤を得ていない他の大部分の資本家に雇はれている労働者の賃銀が労働力の價值以上に支拂れることは決してあり得ず、従つて労働者階級全體の賃銀は、繁榮の時期に於てすら現實的には労働力の價值以上に上昇し得ないということは明かなることである。このことは賃銀の購買によりその超過利潤の一部を犠牲にした資本家も、平均利潤の一部を犠牲にしなければならぬや、平均賃銀(労働力の價值)以上の賃銀を決して支拂うものでないという事實が證明している。

しかも資本主義の爛熟、腐敗してゆく時代にあつては、資本の絶対的一般的法則は絶えず賃銀を労働力の價值以下に、更にその肉體的限界以下に壓下せしめるのであつて、労働組合の闘争は唯單にこの法則を抑制、緩和しうるに過ぎず、労働力の價值

法則はかかる時期に於ても依然その運動法則を通して存在しており、従つて賃銀の最高限界は究極に於て勞働力の價值だと定規し得るのである。

著者が正しい觀點からこの問題を取り上げ、現實に於て一般に賃銀が剩餘價值に喰ひ込むことの不可能性を指摘するといふすぐれた洞察を示しながらも、しかも何故に誤れる最高限界の規定に陥つたのであろうか。

それは著者が完全に全階級の視點を失ひ、投資と消費標準を直に賃銀にかかわらしめるという非科學的な方法を取つたからである。賃銀に直接關連するものは利潤であり、資本の目的は投資と消費標準の如何にあるのではなく、まさに利潤の追求にあるという嚴肅なる事實を忘却することはマルクス主義者には斷じて許されぬことである。ここに著者が今尚、ケンブリッヂ學派の母斑を完全に斷ち切つていない所以をみるのである。

五

最後に「同一勞働、同一賃銀」(Equal Pay for Equal Work)の原則に對する著者の見解を紹介しよう。この問題は第六章「賃銀差異」(Wage Difference)の中に論及されているが、從來賃銀理論の大半は從屬的にはあるが常にこの問題に言及しており、賃銀の現實問題即ち賃銀闘争に關連して生起する多くの問題の中にあつて、この賃銀差異の占める地位は極めて大き

いといわねばならぬ。賃銀差異といへば直に「同一勞働、同一賃銀」の原則を想起する程、それ程この原則は過去一世紀の間絶えず激しく論争されつたのであるが、著者も又かなり委しくしかも極めて正しい見地からこの問題を論及している。以下は著者の見解の概要である。

先ず著者は男女賃銀差異の問題から出發する。「男女が相互に代置し得ぬ産業に於ては、男女勞働は純粹な無競争體を構成する。従つて兩者の賃銀差異は需要供給の條件如何にかかつてゐる。しかし女子は種病し易いとか、仕事に一時的に自己を適應し得るに過ぎぬとか、ある種の職業では女子を除外する習慣があるとかいふ勞働需要からする理由だけでは、いずれの國でも男女賃銀の差異が五〇%であるといふ、この甚大なる差異を説明することは出来ぬので、これは主として供給條件からのみ説明され得る。その中最も重要な原因は、彼女等の家庭が男子の稼ぎ手の低収入、失業、病氣による困難な境遇の爲に、女子を勞働市場に驅り出すという事實にある。かかる状態にあつては女子はいかなる條件でも仕事をしようとし、このことがより良好な確實な未來の見込みよりも一時的にせよ目先のこの低廉な直接の収入を高く評價される。かくして起る女子の低賃銀が又男子の賃銀を一層壓迫することは周知のことである。

次に男女が相互に代置され得る産業に於てはどうであるか。この場合にも依然女子の賃銀は低い。それは十分な代置が行わ

れないからである。女子勞働がその能率に對して低賃銀を支拂われるならば、何故にこの相對的低廉が消滅するまで女子の男子勞働への代置は行われないのであるか。それには二つの理由がある。第一に女子の男子勞働への代置にはかなり狭い限界があり、習慣の破壊と特別の經費なしで女子勞働を擴張することは出来ぬということ。第二に女子勞働の供給曲線は一定點以後は明らかに非伸縮的になるということ。(着實に上昇する賃銀の價格は増大する女子勞働の量を勞働市場に引きつける爲に提供されねばならぬという意味で。) (Pr. 165-170)

以上の如く男女賃銀差異の原因を追求した後には、「同一勞働同一賃銀」の原則を次の如く展開する。「女子勞働が男子勞働に比し有用でない場合、この原則を採用すれば女子は仕事から閉め出され、女子の需要は減じその賃銀標準は低下する。しかし男女の仕事に對する適應性に著しい差異のない場合には、白分達が女子の不公平な競争にまき込まれるという男子勞働組合員の恐怖を取除くことにより、彼等から女子の加入の制限を除き去し緩和せしめ、彼女等が以前閉め出されていた産業に女子が多く採用されることになる。とにかく團體交渉によつて女子賃銀の水準を引上げんとする女子の勞働組合機關の擴張の餘地は現在十分に存在する」とことは明白だ。男子勞働組合員の見地からしても、男女勞働者が雇傭に對する競争者である限り、このような賃銀生活の弱い部分の組織は自分達にとつても甚だ

有利であることは間違いない。「同一勞働、同一賃銀」の原則の確立がどこまで勞働者階級全體の收入を増大せしめるかということは、第五章「賃銀と交渉權」で論じられた問題に歸する。」 (Pr. 170-172)

資本家は「資本家は「同一勞働、同一賃銀」の原則を勞働者が行う勞働が同じ性質、同じ分量のものである場合には、同じ賃金が支拂われねばならぬ。換言すれば賃銀は勞働者の行う勞働の質と量とに應じて支拂われねばならぬと解釋する。しかし乍ら資本家的賃銀制度の下では、たとえ家族を扶養する立場にある女子が成年男子と同一の勞働をしたとしても、決して男子と同一の賃銀は與えられないのである。勿論男女賃銀差異が本質的には勞働力の價值そのものの相違に基くことは言うまでもない。しかし乍ら男女賃銀差異が勞働力の價值の相違以上に大きいという事實は、直接には男女勞働者の不平等の競争の存在によつてのみ説明されるであろう。従つて「同一勞働、同一賃銀」の原則のための鬭争はかかる不平等な競争の除去を通して女子低賃銀の克服へと志向しなければならぬ。しかもかかる目的の達成如何は、まさに女子勞働者の組織力の強化とその活動にかかつている。この點はいかほど強調しても強調し過ぎることではないであろう。

しかし乍ら「同一勞働、同一賃銀」の原則の本質解明の科學的方法は女子勞働者の低賃銀を勞働力の價值の分割の必然性を

通して把握することである。周知の如く、機械制生産は労働者家族の全成員を労働市場に投することにより、夫の労働力の價值を彼の全家族の上に分割する。かくて労働力の價值は男子労働者だけの生活資料の價值によつて規定され、その労働力の價值を減少させ、一方女子労働力の價值及兒童労働力の價值もそれぞれの生活資料の價值によつて規定され、これらは勿論男子労働力の價值に比し、一般に低いのである。

かくの如く労働力の價值の分割から「同一労働、同一賃銀」の原則の必然性を説明することは極めて重要なことであり、この點の論及が著者によつては殆んどなされていまいといふといふことは、著者の賃銀本質論の把握の不十分さを示すものといえよう。勿論この原則の説明はこの點に止まつては、この國の一部賃銀理論家のごとき甚だ觀念的な誤謬に陥る危険があるのであつて、われわれはかかる労働力の價值の規定から一歩進んで資本制蓄積の一般的法則による労働力の價格のその價值以下への不斷の引下げの過程にあつて女子労働賃銀が占める地位とその役割を男子労働賃銀との相互關係（因果關係）の中に最も具體的に把握する必要がある。かくて得られるこの原則の最も具體的な本質把握は現實の賃銀闘争に有效なる理論を提供しうるのであつて、この點に關しては著者ドップの論及には十分とはいえないが、今後この原則の正しい理解の爲に寄與するに足る多くの論點を含んでいるといえよう。

六

以上を以て大體著者の賃銀理論の大略を紹介したのであるが、次いで著者の賃銀形態論を取上げるのが順序であろう。第三章「賃銀支拂」(The Payment of Wages)がこの問題にあてられているが、紙數の關係上わたくしはこの紹介を割愛し、唯ここで著者は資本主義が帝國主義より一般の危機の段階に發展するにつれて、賃銀支拂形態は増々複雑化し、これを武器として資本家は労働の強化を促進し、これが實に労働者階級の窮乏化の最も重要な原因の一つであることを認めつつ、極めて簡潔に要領よくその發生の順序に従ひ、各賃銀支拂形態を一つ一つ論及している、ということのみをお傳へしておこう。

扱て愈々第二章「賃銀と生活水準」(Wages and The Standard of Life)を紹介すべき段階に立ち至つた。本章は誠に本書中の白眉ともいふべく、著者はその龐大な統計資料を巧みに驅使し、賃銀と生活水準の變動に鋭利な切開のメスを振いつつ労働者階級の相對的及絕對的窮乏化の法則を見事に實證して餘すところがない。本章を通して覗れる著者ドップの現實の對決を求めて止まぬ旺盛なる科學的精神から、われわれは無限の教訓を汲み取ることが出来る。以下勞を厭わす詳細な紹介を試みよう。

著者は先ず賃銀及賃銀の變動の問題を労働者階級の生活水準

との關係に於て論及するにあつては、次の如き區別を明瞭にしておくことが極めて重要であると指摘する。

「第一に、の國の總賃銀支拂額の變動と一定期間の（一週、一ヶ月、一ヶ年）一人當り平均所得の變動との區別。」(P. 18)

「第二に、絶對的賃銀の變動と總生産高に對する相對的賃銀の變動との區別。」(P. 19)

この點の説明は次の如くである。「國民總所得に占める賃銀の相對的分前の問題は、事態の長期の趨勢を考察する上には重要なことであるが、諸々の所得の範圍間或は階級間の所得分配ではなく、個々人の所得分配を見る場合にはこれだけでは十分でない。即ち各階級間にどれ程の所得者が存するかを知ることが必要である。若しも賃銀生活者の數が財産所有者の數よりも急速に増大するならば、賃銀生活者は財産所有者に比較して、たとえ賃銀の總額が増大しても、増々窮乏化し、所得の不等性が増大するということは大いにありうることである。しかも驚くべきことに利用し得るあらゆる統計は國民所得に占める總賃銀の割合が著しく固定的であることを示している。」(P. 19)

われわれはこのことを、資本主義下では賃銀生活者の數が絶えず増大している事實と思ひ合わすならば、賃銀生活者の窮乏化はまさに必然たるものであることを知るであらう。

注 この固定性を實證するため、著者は Bowley 等の統計を引用している。それによれば賃銀の國民所得に占める割合は

一八八〇年約三八%、一九一三年約三九%、この間の最高水準は一八九〇年前半期の四一%、一九二五年四二%、一九三〇年代の半頃三九%、第二次大戰前三九%—四〇%。(尙參考までに Bowley の統計は信用の置けないものであることを一言附け加えて置く)

更に製造業 (Manufacturing Industry) の純生産高 (Net Product) に占める賃銀の割合にうつては Douglas と Jemisson の U.S.A. に於ける統計を引用している。それによるとこの割合は一八四九年五一%であつたものが、一九二七年には僅か三九%に過ぎず、この割合は一九二〇年代を廻して減少し、一九三三年まで續いた。その後ルーズベルトのニュー・ディール政策により僅か上昇したに過ぎない事實が明かにされている。

第三に貨幣賃銀の變動と實質賃銀の變動の區別、又は賃金率の變動と一定期間に勞働者が受ける所得の變動との區別。

賃銀率と所得との關係の解明は特に重要であつて、われわれが勞働者とその家族の生活標準について語る時は、一定期間の家族の總所得に關してであり決して賃銀率についてではないことを想起するならば、賃銀率から所得の多寡を、從つて生活標準を判斷することは出来ないことを銘記しなければならぬ。

扱つて著者は賃銀率と所得との變動の區別の理由をして次の如きものを擧げている。

「第一に、労働者の所得は一週間に彼が仕事を得る時間数と一年間に彼が働く仕事の週数に従つて變動するということ。」(P.30)

「第二に、労働者の等級間に異動が起り、その結果各等級間の相對数が變動するために、所得は賃銀率が一定としても増減するということ。」(P.31)

「第三に、出來高拂の労働者の所得は労働の強度の變動により影響されるとのこと。」(P.32)

注 以上の諸點に留意して著者は Bowley 其の他の統計を用し、一九一四年から一九四四年迄の賃銀率と所得の變動を比較し、所得が常に賃銀率を上廻つて上昇している事實を指摘している。

最後に労働者の生活標準を判斷する上に留意すべきこととして、「家族には幾人の働き手が居るかということこの所得が交えるべき家族の大きさを知らなければならない。」(P.34)と述べて著者はヨーク市に於ける Rowntree の調査に依據してこの點を論及し、次の如き結論に達している。「この一〇年間家族の平均的大きさはかなり變化したが、しかも平均家族に合理的生活標準を與えるに十分な賃銀は一人の稼ぎ手に頼る大家族にとつては飢餓賃銀であり、平均家族にとつて低い賃銀は獨身労働者の慰安の時間さえ奪ひ取つてしまふということは依然事實である。」(P.35)

註 Rowntree のヨーク市に於ける調査は労働者の扶養兒童數について次のことを指摘している。一八九九年の調査は扶養兒童數五人以上の家族數を全體の1/10、扶養兒童數三人以上の家族數を全體の1/3、兒童數二人以下の家族數を約2/3とし、一九三六年の再調査は大人の賃銀生活者の3/4は獨身者であり、既婚者の場合も扶養兒童數は殆んど二人以下であり、三人以上は全體の9%に過ぎない。

次いで著者は生計費指數にも言及し、その欺瞞性を極め、生計費指數によつて實質賃銀を算定する方法も多くの獨斷が付きまとい、正確を期することは不可能であると説く。

扱われわれが以上の點を銘記しておくならば、實質賃銀の上昇を以て單純に労働者階級の生活標準の改善だと早合點する幼稚な誤謬をおかすことはないであろう。著者は一八〇〇年より第二次大戦中迄の實質賃銀の變動をイギリスに例をとり、その老大な統計を驅使して詳細に検討し、就業労働者の實質賃銀の上昇も結局老大な失業者の所得の喪失と労働強化の増大によつて減殺され、反つて生活標準は低下する事實を指摘し、労働者階級の相對的及絶對的窮乏化の必然性を實證して餘すところがない。

勿論實質賃銀の變動のみでは労働者の生活標準の正確な状態はわからないのであつて、著者もこの點に留意してか、この章の最後に「貧困」(Poverty) という項目を掲げ、Rowntree の

ヨーク市に於ける労働者階級の生活状態の詳細なる調査に依拠しつつ、イギリス労働者階級の生活標準がいかに低下の一路を辿つてゐるかを浮彫りにして見せている。

註 ラウントリーは一八九九年、ヨーク市に於て妻と三人の子供を持つ労働者の家族がその最低の生活標準を維持するために必要な賃銀の調査を行つた。この最初の調査で採用した標準は、單に肉體的な存在の最低標準 (minimum standard of bare physical existence) で、これ以下に下れば、家族は飢餓か半飢餓の状態に陥る程のものであつた。後年彼は第二標準を設定したが、これは最小の慰安を含むもので見苦しからぬ程度が存在を保ちうる標準であり、人間として必要な最低の標準 (minimum human need) と規定されるものであつた。これ以下では労働者の家族は實際には餓死しないが、依然貧困なのであつて、労働者階級はこれ以下で生きることを強いらるべきでない標準である。第二次大戦末期の物價からすれば、第一標準は四五シリングから五〇シリングの間、第二標準は六五シリングから七五シリングの間となる。ラウントリーは最近の人間の榮養に關する科學的研究の結果に照して一九三六年の物價では第二標準を維持するには五三シリング七ペンスが必要であるとした。この標準もきはめてひかえ目なものであつて不熟練労働者の消費標準を代表し、Wet Endに住んでいる人々の半分の榮養しか含んでいないものである。一九

〇六年より一九〇七年迄の賃銀局の賃銀調査はその當時の男子労働者の平均収入が第一標準と第二標準の間にあることを指摘している。従つてより薄給の労働者の大部分は第一標準以下であつたと思われる。ラウントリーのヨーク市の調査は労働者階級の家族の一五％は第一標準を維持するにも足りぬ収入しか得ていないと指摘している。更に一九三六年の同市に於ける彼の再調査は第一標準の家族数は二〇世紀初頭に比し半減しており、その貧困の最大の理由として失業が低賃銀に代位した事實を強調している。にも拘らず相對的繁榮の時期に於てすら、家族の三％は人間として必要な最低標準以下にあつたのである。

貧困状態の最も暗黒な面は、貧困線以下の家族は最大の兒童數を有する部類のものであるから、貧困の影響は若い者の上に最も殘酷にのしかかつてくることである。一九三六年のラウントリーの調査は全労働者階級の兒童の半數はその少年時代の五年乃至それ以上の年月、殆んど兒童の半は一〇年乃至それ以上の年月榮養不足を免れぬことを指摘している。(pp. 48—53)

先進國と呼ばれるイギリスに於てすら、その労働者階級の絕對的窮乏化はかくの如くである。著者は綿密にして周到なる質銀分析を通じて、資本の敵對的運動の労働者階級の生活標準に及ぼす影響を除くところなく暴露し、マルクスの所謂労働者階

級の絶對的窮乏の法則の正しさを立證した。われわれは本章から學ぶべき多くのものを持つ。(イギリス労働階級の狀態について一層詳しく知りたいと思われる方は經濟論叢昭和二十年六月號に掲載されている岸本助教のクチンスキーの紹介論文を参照されたい。)

七

以上を以て本書の紹介を終らうと思う。尙第七章「労働組合主義と賃銀」(Trade Unionism and Wages)はイギリス労働組合運動の歴史を通して、労働階級が賃銀闘争に如何なる態度を示して来たかを簡潔に要領よく概観している。第八章「國家と賃銀」(The State and Wages)では最低賃銀の決定機關の説明と國家の賃銀政策の將來について論及されているが、ここに取り立てて論ずる程のものもないので、この紹介は省き、以下本書全體に對する簡単な批判を試みたい。

著者は本書に於て賃銀理論を系統的に展開しておらず、又本書全體に對し賃銀理論を論及している部分は甚だ少いのである。たとえ入門書という制約があつたとしてもより多くの紙面を賃銀の本質論に費すべきではなかつたか。例えば第二章で著者は賃銀及賃銀變動の分析を通して労働者階級の貧困の狀態を、龍大な統計を驅使して見事に立證して見せたのであるが、かかる現象はいかなる本質から即ちいかなる賃銀法則から生起する

のであるかを、賃銀の價值法則とその運動法則との聯關的確な究明に依據しつつ、一層詳細に第四、或は第五章あたりで展開すべきであつた。又「國家と賃銀」の章に於ても單なる最低賃銀決定機關の説明に止らず、最低賃銀制という社會政策が帝國主義の段階において何故に採用されなければならなくなつたかの必然性を賃銀の運動法則にもついで説明するという本質論が展開されるべきであつた。この點に關しては第七章「労働組合と賃銀」に於ても同様な指摘がなされるのであつて、一般的危機の段階に於ける賃銀の運動法則が徹底的に究明されれば、本章に見られるような英國の國家獨占資本の賃銀政策と労働組合の産業統制への参加に對する著者の幻想は恐らく起らなかつたであろう。要するに賃銀本質論に關する十分に系統立つた論及がなされていないということは、なにか著者の理論的弱さを思わしめるのである。

然し乍らそれでも尙私が本書の價值を十分認めたいと思つのは、著者の労働力の需給法則(この國の賃銀理論家の最も等閑にしてゐる法則)に示している深い造詣と性急な結論を急がず、周到緻密な現實分析に示しているリアリスティックな學問的態度から本書も又生れたという事實を重視するからである。徒らにマルクス主義の概念に囚れ、非生産的な論争に終始することの多いこの國の賃銀理論家にとつては、本書から無限の教訓を汲み取ることが出来るであらう。

著者はケンブリッジ學派に對する長期にわたる内在的批判を通じて、今やマルクス主義の立場に立ち、近代經濟學の風靡するイギリス學界に一人よくその孤轟を堅持している。しかし近代經濟學は著者のマルクス理論發展にとつて依然根強い桎梏となつてゐるようである。著者がその桎梏を完全に斷ち切つてマルクス主義者として大成する日の一日も近からんことを希うのはひとり紹介者のみであらうか。

(一九五一・八・三一)

執筆者紹介

大橋 隆 憲 京都大學助教授

足利 末 男 京都大學助手

中村 忠 一 京都大學助手

星島 一 夫 愛媛大學助手